

臨時記者会見 市長コメント（概要）

懲戒処分の対象となった2名は、住民基本台帳に記載された個人情報並びに特定個人情報、いわゆるマイナンバーが記載されたエクセルデータなどを漏洩し、並びに、違法に取得した、などの非違行為があった。

これらの非違行為を行った職員に対し、本日付で懲戒処分を行った。

懲戒処分を受けた職員は、40歳代 総務企画部の係長、並びに、40歳代 建設部の主査の職員であり、それぞれ免職処分とした。

市民の個人情報の保護の任にあたるべき職員が、このような行為に及んだことは誠に遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

懲戒処分の対象となった非違行為の概要についてであるが、令和3年9月に、総務企画部の係長が業務で知りえた情報を口外している事、さらに、業務時間中に大量のメールを同僚に送信している等、職務違反行為を犯している疑いがある旨の投書が複数あったことから、内部調査を進めた結果、当該職員2名が住民基本台帳に記載された市民の個人情報を業務に関係なく送受信していたことや、約600人分のマイナンバーが記載されたエクセルデータを、自宅の個人のパソコンに送信していたなどの情報漏洩の事実が明らかになった。

市としては、職員2名を3月10日から自宅待機を命じて、顧問弁護士と今後の対応について協議を行ってきたが、今般、職員2名から事情聴取を行ったところ、個人情報の不適切な取り扱いなどの事実を認めたことから、市の懲戒処分基準に照らして、処分したものである。

漏洩が確認された個人情報については、市民に与える影響が大きい重大な事件と認識していることから、情報の流出行為の全容を明らかにするとともに、流出した個人情報の伝播を抑止し、流出した情報の消去を速やかに行う為に、職員2名について岩手県警察に告訴したところである。

告訴の理由は、総務企画部の係長と建設部の主査が共謀して、住民基本台帳に記載された個人情報を漏洩した事による、住民基本台帳法に違反した疑いがあることによるものである。

個人のパソコンに送信されたデータは、5月20日において、全て削除した事を確認している。

現時点においては、今般の情報漏洩による市民への直接的な被害等は確認されていないが、今後は、情報の伝播のほか、事件性の有無についても明らかにするため、警察の捜査に全面的に協力を行ってまいります。

また、市としては、今回の職員の不祥事を受けて、新たな情報漏洩がないか等の情報の取り扱いに対する全庁的な調査を開始している。

今回、懲戒処分を受けた職員は、情報漏洩を行った2名であるが、当時の上司等の関係者の処分についても今後検討してまいる。さらに、今後の内部調査を行って行く中で不適切な取り扱いが発見された場合には、適切に対応してまいる。

市では、庁内のセキュリティー対策には万全を期してきたが、今回、職員の故意による漏洩が発生したことは非常に残念な事である。

今後このようなことが二度と起きないように、市としての再発防止策として、今年度の職員研修のプログラムの中で、信頼と魅力ある組織風土の醸成を目指して、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施することとしており、改めて公務員の職務、職責について指導してまいる。

さらに、職員へのセキュリティー意識を再認識させるための、セキュリティー研修の実施を行うとともに、職員の管理監督を徹底し、市民の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいる。